



島根県報

平成28年10月18日（火）

号外 第 166 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第22号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第3項に次の1号を加える。

- (4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第23号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の部の次に次のように加える。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条第1項	裁定申請書の受理
	第10条	申請に関する援助
	第13条第1項及び第2項	裁定のための調査及び協力の求め

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。